

職 審 一 1 3 1

令 和 2 年 4 月 1 日

各 府 省 事 務 次 官
各 外 局 の 長
各 行 政 執 行 法 人 の 長

殿

人 事 院 事 務 総 長

「懲戒処分の指針について」の一部改正について（通知）

人事院規則10—16（パワー・ハラスメントの防止等）の制定に伴い、パワー・ハラスメントに関する標準例を定めるため、「懲戒処分の指針について（平成12年3月31日職職—68）」の一部を下記のとおり改正したので、令和2年6月1日以降は、この改正を踏まえて、適切な懲戒処分を行うようお願いします。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
別紙	別紙

第2 標準例

1 一般服務關係

(1)～(13) (略)

(14) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

ア～ウ (略)

(削る)

(15) パワー・ハラスメント

ア パワー・ハラスメント（人事院規則10—16（パワー・ハラスメントの防止等）第2条に規定するパワー・ハラスメントをいう。以下同じ。）を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ パワー・ハラスメントを

第2 標準例

1 一般服務關係

(1)～(13) (略)

(14) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

ア～ウ (略)

(注) 処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するものとする。

(新設)

行ったことについて指導、
注意等を受けたにもかかわらず、
パワー・ハラスメン
トを繰り返した職員は、停
職又は減給とする。

ウ パワー・ハラスメントを
行ったことにより、相手を
強度の心的ストレスの重積
による精神疾患に罹患させ
た職員は、免職、停職又は
減給とする。

(注) (14)及び(15)に関する事案に
ついて処分を行うに際して
は、具体的な行為の態様、
悪質性等も情状として考慮
の上判断するものとする。

2～5 (略)

2～5 (略)

以 上